**平成２７年（フ）第２２８号**
岐阜市柳津町東塚３丁目23番地（プリート203号室）
債務者　板谷　　学
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第２３４号**
岐阜市加野３丁目２番２―14号　（県営加野住宅　Ｈ２号棟）、前住所岐阜市三輪宮西441番地
債務者　後藤　悦子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第２３９号**
岐阜市庵町５番地３　（ハイツイオリ　２―Ｃ号室）
債務者　和田　敦史
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第７２号**
兵庫県川西市加茂１丁目１番11号
債務者　稲岡　弘司
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２７年（フ）第２６３号**
兵庫県姫路市手柄125番地３　手柄アートスカイハイツ805
債務者　芳賀　宏哉
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第５３１号**
広島市西区観音町14番９―504号、申立時の住所広島市佐伯区美の里１丁目11番48―６―202号　美の里ハイツＡ
債務者　木本紗理奈
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１９号**
山口県長門市通171番地１
債務者　山本キミ子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２７年（フ）第８５号**
香川県仲多度郡多度津町大字西白方467番地５
債務者　吉田　尚矢
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２７年（フ）第９６号**
香川県丸亀市新町３番地28
債務者　松田　千鶴
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２７年（フ）第９７号**
香川県丸亀市西平山町55番地ロータリーマンション丸亀502号
債務者　宇都宮　修
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２７年（フ）第２６４号**
鹿児島県鹿児島市下福元町1521番地
債務者　竹之内貴史
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第２６７号**
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目２番３―305号
債務者　山下　悦子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第２７４号**
鹿児島県鹿児島市常盤１丁目17番30号、住民票上の住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番３―1002号
債務者　加東　伸一
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第４９号**
鹿児島県鹿屋市郷之原町11972番地３
債務者　半田　　円
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２７年（フ）第６２号**
鹿児島県鹿屋市串良町下小原4878番地
債務者　髙田　真人
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２７年（フ）第６４号**
鹿児島県肝属郡肝付町後田7472番地
債務者　本城　正樹
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２７年（フ）第６５号**
鹿児島県肝属郡肝付町富山1504番地２
債務者　内村　富夫
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係